

第5章 施策の展開

1. 基本目標別の取組

基本目標 1

「食」について幅広い知識を身に付けよう！

《現状と課題》

「食」は生きる上で欠かすことのできない大切なものです。しかし、近年「食」をめぐる環境が変化し、不規則な食習慣や生活習慣病の増加、栄養の偏り、食の安全性等、様々な問題が出てきています。このような中、連日新聞や雑誌、メディア等で様々な食に関する情報が取り上げられ、情報が氾濫している現状にあります。

食に関する様々な情報から、正しい情報を自らの判断で適切に選別し、活用できる力を身に付けることが必要です。市民一人ひとりが、食について関心を高め、正しい知識を習得し、健全な食生活を実践することが大切です。

基本方針（1）食育の意識啓発

食育を推進するためには、市民一人ひとりが自ら実践を心掛けることが必要です。そのためには、まず、より多くの市民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせません。しかし、本市では食育の周知度は向上していますが、関心度は低下しています。

今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、協力して食育の意識啓発を行います。

◆数値目標

目標項目		現状値	目標値
		平成 29 年度	平成 33 年度
食育に関心を持っている人の割合の増加	18 歳以上	69.5%	90%以上
	中学生から 18 歳未満	49.8%	55%以上
食に関するボランティア数の増加		2,805 人	10%以上増加

◆主な取組

① 市の取組

ア. 食育啓発ポスターや食育情報誌を作成し、「食育」の周知を図るとともに、食に関する情報を発信します。

- イ. 関係機関や団体と協力してイベントを開催する等、食育を身近に感じられるような取組を行います。
- ウ. 講演会や講座の開催、食育推進支援員^{※①}の派遣等を行い、食に関する知識の向上を図ります。
- エ. 食に関するボランティアの養成や活動に対する支援を行い、食に関心を持つ市民の増加を図ります。
- オ. 「体にやさしいかごしまメニューのお店^{※②}」の登録店数を増やすとともに、市民への周知広報を行います。

② 市民の取組（ライフステージ別）^{※③}

- ア. 乳幼児期
 - ・ 様々な食材に触れさせましょう。
 - ・ 食べる意欲を育てましょう。
- イ. 学童、思春期
 - ・ 学校等での学習を通して、食に関する知識を身に付けましょう。
 - ・ 食に関する様々な体験やイベントに進んで参加するなど、食に関心を持ちましょう。
- ウ. 青年期及び壮年期
 - ・ 様々なところから食に関する情報を取り入れ、正しい情報を選択するようにしましょう。
 - ・ 食に関する知識を家族や周囲の人に伝えましょう。
- エ. 高齢期
 - ・ これまでに得た食に関する知識や経験などを、地域社会で生かしましょう。
 - ・ 新しい情報も積極的に取り入れるようにしましょう。

※①食育推進支援員派遣制度：食育実践活動を行う際の諸問題や課題について、食育に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣し、必要な支援、情報提供などを行う本市の事業。

※②体にやさしいかごしまメニューのお店：1食分の材料の基準を満たしたメニューを提供するお店として登録された市内の飲食店等。

※③ライフステージ：「乳幼児期」を概ね0歳～5歳、「学童・思春期」を概ね6歳～19歳、「青年期」を概ね20～39歳、「壮年期」を概ね40歳～64歳、「高齢期」を概ね65歳以上とする。

基本方針（２）健全な食生活の推進

心身の健康を保ち、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、健全な食生活を実践することが大切です。また、食べ物の入り口となっている「口腔」の機能を維持することは、食生活を送る上で必要不可欠です。

健全な食生活を実践できるように、正しい知識の普及に努めるとともに、指導及び助言を行います。

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値
	平成 29 年度	平成 33 年度
栄養バランス等を意識した食生活を送っている人の割合の増加	71.8%	80%以上
食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加	41.4%	55%以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 各種健診等で、栄養バランスに配慮した食事について、管理栄養士・栄養士等の専門職による知識の普及・啓発に努めます。
- イ. 健全な食生活について学ぶための、各種料理教室等を開催します。
- ウ. 健康教育や保健指導を実施し、歯科保健に関する正しい知識の普及に努めます。
- エ. 「カミング30（カミングサンマル）※④」を目指した食べ方の指導を行います。
- オ. 食品表示から必要な情報を知り、適切な選択ができるよう、知識の普及に努めます。

② 市民の取組（ライフステージ別）

- ア. 乳幼児期
 - ・食事を規則的にとる習慣を身に付けさせましょう。
 - ・噛む力や咀嚼機能を育てましょう。
 - ・定期的に歯科健診を受診させ、口の健康を保ちましょう。
- イ. 学童、思春期
 - ・1日3回、規則正しく食事をするようにしましょう。
 - ・自分の食事の適量を知りましょう。
 - ・調理の基礎を身に付けましょう。
 - ・しっかりと噛む習慣を身に付けましょう。
 - ・定期的に歯科健診を受診し、口の健康を保ちましょう。

※④カミング30：より健康な生活を目指すという観点から、ひと口30回以上噛むことを目標として厚生労働省が提唱した運動。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・栄養バランスや自分の適量を判断し、自ら選択するようにしましょう。
- ・自分の食事だけではなく、家族や周りの人の食生活も意識しましょう。
- ・定期的に歯科健診を受診し、口の健康を保ちましょう。

エ. 高齢期

- ・食事を楽しみ、健全な食生活を実践しましょう。
- ・栄養バランスに配慮した食事をとるなど、自分の健康状態に合った食生活を心掛けましょう。
- ・定期的に歯科健診を受診し、口の健康を保ちましょう。
- ・口腔機能を維持するために、口の周りの筋肉を動かす体操などをしましょう。

基本方針（3）安全・安心な食生活の推進

食の安全については、残留農薬や、食中毒、輸入食品、食物アレルギーなど、様々な問題があります。食品を提供する側が安全性の確保に万全を期すのはもちろん、消費する側も自らの判断で食を選択できる力を習得することが必要です。

安全・安心な食生活を送るために、食品等事業者に対し、監視・指導を実施するとともに、市民への正しい知識の提供に努めていきます。

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値
	平成 29 年度	平成 33 年度
食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加	67.2%	90%以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 食品等事業者に対して、定期的な監視、指導を行い、安全性を確保します。
- イ. 食品の安全性について、市民や関係団体等と情報交換を行い、情報の共有に努めます。
- ウ. 食中毒予防についての情報提供や指導及び助言を行います。
- エ. 食生活において、市民一人ひとりが自分の身を自分で守るための知識の普及・啓発に努めます。
- オ. 食品表示について、監視指導計画に基づき、定期的な監視、指導を行います。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア. 乳幼児期

- ・食具^{※⑤}の消毒をしっかりと行い、食中毒を予防しましょう。

イ. 学童、思春期

- ・手洗いをしっかり行うなど、衛生管理の基礎を身に付けましょう。
- ・食品の品質や安全性に関心を持ちましょう。
- ・食品の安全性を判断できる力を身に付けましょう。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・食品の品質や安全性に関する正しい知識を持ち、食品を選択・管理しましょう。

エ. 高齢期

- ・食品の品質や安全性に関する正しい知識を持ち、食品を選択・管理しましょう。
- ・会食等での料理の持ち帰りには注意しましょう。

※⑤食具：食事のときに使う道具のこと。

基本目標 2

ライフスタイルに応じた食育に取り組もう！

《現状と課題》

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、1人だけで食べる「孤食」や、家族それぞれが別々のものを食べる「個食」など、様々な「こしょく」が問題になっています。

誰かと食事を共にする頻度が高い人は、心の健康状態や食生活が良好な傾向にあるという調査結果もあります。

また、肥満や生活習慣病に加え、若い女性のやせや、高齢者の低栄養、フレイル※⑥などが問題になっています。

これらの諸問題を、家庭や地域、学校等と連携して解決していくことが必要です。

基本方針（1）家庭における食育の推進

食育の推進において、家庭は中心となる場です。

食事の作法や知識、調理の基礎や味付けなどは家庭で受け継がれてきましたが、社会環境の変化や生活習慣が多様化する中で、家庭での食育の実践が十分ではない現状にあります。

学校や地域等で学んだことを共有し、家庭でも食育に関心を持ってもらえるような取組を行います。

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値
	平成 29 年度	平成 33 年度
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (朝食+夕食の週平均)	週 9.6 回	週 10 回以上

「ほとんど毎日」を週 7 回、「週に 4~5 日」を 4.5 回、「週に 2~3 日」を 2.5 回、「週に 1 日程度」を 1 回として、朝食・夕食ごと（設問ごと）に、当該人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を算出する。

※⑥フレイル：加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 各種健診等で、共食の大切さについて啓発に努めます。
- イ. 保育所、幼稚園、学校等で家庭教育セミナー等を実施する際、食に関する内容を取り入れます。
- ウ. 保育所、幼稚園、学校等で献立表や保護者だよりを発行し、食に関する情報提供を行います。

② 市民の取組（ライフステージ別）

- ア. 乳幼児期
 - ・ 様々な味や食品に触れ、味覚の形成を促しましょう。
 - ・ 食具の使い方を身に付けさせましょう。
- イ. 学童、思春期
 - ・ 給食だよりや献立表に目を通すようにしましょう。
 - ・ 様々な料理に触れ、食事マナーや礼儀作法を身に付けましょう。
 - ・ 食事の準備や片付けなど食に関わるようにしましょう。
- ウ. 青年期及び壮年期
 - ・ 家族と一緒に食事を楽しみましょう。
 - ・ 食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。
 - ・ 健診等で、日頃の自分自身の食習慣を振り返り、改善に取り組みましょう。
- エ. 高齢期
 - ・ 家族や仲間と一緒に食事を楽しみましょう。
 - ・ 食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。
 - ・ 健診等で、日頃の自分自身の食習慣を振り返り、改善に取り組みましょう。

基本方針（２）学校・地域社会における食育の推進

保育所や学校等は、子どもとの関わりがとて深く、生活の中心となる場でもあります。様々な体験や授業、給食を通して、子どもたちの食への関心を高める取組を行います。

また、今後、高齢化や未婚率の増加により、一人暮らしの割合が増加すると予想されています。誰かと食事を共にすることにより、食事を楽しく食べることができます。そこへ地域が関わることで、地域が連携するきっかけにもなり、食育の輪が広がっていきます。

保育所や学校等が連携し、地域社会全体で一体となった取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値
	平成 29 年度	平成 33 年度
一人暮らしの人が共食する割合の増加	44.6%	50%以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア. イベントや各種講座等を開催し、食への理解を深めます。
- イ. 保育所、学校等での給食における食育の充実を図ります。
- ウ. 各施設等で、料理教室を開催します。
- エ. 各種健診や子育て支援施設等で、食に関する相談や指導を行います。
- オ. 保育所等では、発達段階に応じた食に関する指導や教育を行います。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア. 乳幼児期

- ・ 保育所等でみんな食事をとる機会を経験させましょう。
- ・ 食への興味、関心を高める働きかけをしましょう。

イ. 学童、思春期

- ・ 社交性やマナーの向上を図りましょう。
- ・ 食への興味、関心を深めましょう。
- ・ 学校等でみんなで食事をとる楽しみを味わいましょう。

ウ. 青年及び壮年期

- ・ 地域のイベント等に積極的に参加し、地域とのつながりを持ちましょう。
- ・ 男性も積極的に調理に参加しましょう。

エ. 高齢期

- ・地域のイベント等に積極的に参加し、地域とのつながりを持ちましょう。
- ・ふれあい会食^{※⑦}等を利用しましょう。
- ・男性も積極的に調理に参加しましょう。

基本方針（3）健康寿命の延伸につながる食育の推進

我が国の平均寿命^{※⑧}と健康寿命^{※⑨}の差は約10年あります。健康寿命を延伸することで、個人の生活の質の向上や医療費の適正化が期待されています。

また、我が国の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防することは、健康寿命の延伸にもつながります。

生活習慣病を予防する上で、規則正しい食生活は基本となります。生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進を行います。

◆数値目標

目標項目		現状値 平成29年度	目標値 平成33年度
生活習慣病予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加		71.8%	80%以上
朝食を食べない人の割合の減少	20～30歳代の男性	18.8%	15%以下
	20～30歳代の女性	10.1%	10%以下
	40歳代の男性	28.6%	25%以下

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 早寝、早起き、朝ごはんの定着を図ります。
- イ. 各種健診や教室等で、生活習慣病の予防や改善のための指導及び助言を行います。
- ウ. イベントやホームページ、保護者だより等で、規則正しい食生活について啓発に努めます。
- エ. 生活習慣病の予防のための料理教室等を開催します。

※⑦ふれあい会食：ボランティア団体等が集会所等で、家に閉じこもりがちな高齢者と会食をするとき、デイサービスセンター等で調理した食事を届ける、本市の事業。

※⑧平均寿命：0歳児が平均で何年生きられるのかを表した値のこと。

※⑨健康寿命：世界保健機関（WHO）が2000年に提唱した指標であり、日常的に介護を必要としない健康的で自立した生活ができる平均期間のこと。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア. 乳幼児期

- ・規則正しい食習慣を身に付けさせましょう。
- ・おやつのとりに方に気を付けましょう。

イ. 学童、思春期

- ・早寝、早起きをして朝ごはんをしっかり食べましょう。
- ・毎食、主食、主菜、副菜をとりましょう。
- ・おやつのとりに方に気を付けましょう。
- ・過度なやせ指向に注意しましょう。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・朝食をしっかり取るなど、生活リズムを見直しましょう。
- ・適正体重を維持しましょう。
- ・夜遅い食事のとりに方に注意しましょう。
- ・毎食、主食、主菜、副菜をとりましょう。

エ. 高齢期

- ・適正体重を維持しましょう。
- ・1日3食とる習慣を継続しましょう。
- ・毎食、主食、主菜、副菜をとりましょう。
- ・低栄養に注意しましょう。

基本目標 3

食の循環や環境を考えよう！

《現状と課題》

鹿児島には温暖な気候を利用した特産物、そして、先人の知恵と結び付いた食文化があり、豊かな暮らしを生み出してきました。収穫した食物を、収穫した地域独自の調理方法や味付けで食すことは、その地域の伝統的な食文化を守るだけでなく、地域の活性化や、その地域の環境を保つことなどにもつながります。

しかし、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により、これまで受け継がれてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。

鹿児島の食を家庭、地域と一体になって、今一度、考えていく必要があります。

基本方針（1）地産地消及び農林漁業体験の推進

鹿児島は農林水産物が豊富です。地産地消^{※⑩}や農林漁業体験を通して食べ物の大切さを知ること、食や地域環境への関心が高まり、また、農山漁村の活性化にもつながります。さらに、生産者の顔が見えることで、安全・安心な食生活へもつながります。

食への意識、関心を高めるためにも、地産地消及び農林漁業体験への取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目		現状値	目標値
		平成 29 年度	平成 33 年度
地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加		79.0%	90%以上
農林漁業体験を経験した人の割合の増加	18 歳以上	37.2%	85%以上
	中学生から 18 歳未満	71.2%	95%以上
	未就学児・小学生	79.8%	95%以上

◆主な取組

① 市の取組

ア. 各種イベント等で、豊富な市内産農林水産物のPRを行います。

※⑩地産地消：その地域でとれた農林水産物をその地域で消費すること。

- イ. 保育所、学校等の給食に、地場産物を積極的に取り入れます。
- ウ. 産地見学や収穫体験等を通じて、地場産物への関心を高めます。
- エ. 学校等で出前授業を行い、地場産物への理解を深めます。
- オ. 保育所、学校等で野菜作りや収穫等の体験活動に取り組みます。
- カ. 農林漁業等に対する理解を深めるため、農林漁業体験等を支援します。
- キ. 観光農業公園において、農業や調理等の体験の場を設けます。

② 市民の取組（ライフステージ別）

ア. 乳幼児期

- ・身近な食材に触れさせ、食の体験を広げましょう。
- ・栽培、収穫などを体験する機会を持ち、食への関心や感謝の気持ちを育てましょう。

イ. 学童、思春期

- ・栽培、収穫などを体験する機会を持ち、食への関心や感謝の気持ちを育てましょう。
- ・地場産物や旬の食材を知りましょう。

ウ. 青年期及び壮年期

- ・地域や旬の食材を生かした食事を楽しみましょう。
- ・家族や周りの人と、栽培、収穫などを体験する機会を持ちましょう。

エ. 高齢期

- ・地域や旬の食材を生かした食事を楽しみましょう。
- ・家族や地域の人と、栽培、収穫などを体験する機会を持ちましょう。

基本方針（2）食文化継承に関する取組の推進

鹿児島には多くの郷土料理や伝統的な食材があります。しかし、郷土料理や伝統的な食材を食す機会があっても、作る機会が少ない現状にあります。作れずとも、先人たちが築いてきたその味や文化を知り、次の世代へ継承することは大切です。

鹿児島の郷土料理や伝統的な食材を風化させないためにも、食文化継承に関する取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値
	平成 29 年度	平成 33 年度
郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加	39.9%	45%以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 保育所、学校等での給食に郷土料理を取り入れるとともに、給食だよりを活用し、保護者へも情報提供していきます。
- イ. 郷土料理教室を開催し、郷土料理に触れる機会を設けます。
- ウ. 各種健診やイベント等で食事マナーや礼儀作法等について啓発に努めます。

② 市民の取組（ライフステージ別）

- ア. 乳幼児期
 - ・ 様々な味に触れさせましょう。
 - ・ 食具の使い方を身に付けさせましょう。
- イ. 学童、思春期
 - ・ 郷土料理や伝統食に関心を持ちましょう。
 - ・ 自分の地域の食文化について学びましょう。
 - ・ 様々な料理に触れ、食事マナーや礼儀作法を身に付けましょう。
- ウ. 青年期及び壮年期
 - ・ 郷土料理や伝統食などを味わい、作る経験をしましょう。
 - ・ 家庭の味、郷土料理などを食生活に取り入れるとともに、家族や周りの人に伝えましょう。
 - ・ 食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。
- エ. 高齢期
 - ・ 家庭の味、郷土料理などを食生活に取り入れるとともに、家族や地域の人に伝えましょう。
 - ・ 食事マナーや礼儀作法を家族に伝えましょう。

基本方針（3）環境に配慮した食育の推進

現在、我が国では、年間2,842万トン（平成27年度環境省公表）の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品（「食品ロス」）は646万トン（平成27年度環境省公表）も含まれます。

生活が豊かになり、食品が豊富に手に入るようになりましたが、その一方でこのような食品廃棄物が問題になってきています。食品廃棄物を減らすことは、温室効果ガスの削減等の環境の整備につながるだけでなく、食料自給率向上に向けた取組の一つでもあります。

食べ残しや食品廃棄を減らし、環境に配慮した取組を推進していきます。

◆数値目標

目標項目	現状値	目標値
	平成 29 年度	平成 33 年度
食品ロスを知っている人の割合の増加	71.5%	80%以上

◆主な取組

① 市の取組

- ア. 環境について学ぶための講座等を実施します。
- イ. ごみの減量化、資源化への意識向上を図る取組を行います。
- ウ. 食品ロスについて、ホームページやポスター等を使って啓発に努めます。
- エ. 出前講座を行い、リサイクルについて理解を深めます。
- オ. 保育所等で、ごみの分別について指導します。
- カ. 30・10運動^{※⑩}を推進します。

② 市民の取組（ライフステージ別）

- ア. 乳幼児期
 - ・「食べ物を大切にする」という感覚を身に付けさせましょう。
 - ・食べたいもの、好きなものを増やすようにしましょう。
- イ. 学童、思春期
 - ・自分の食べ切れる量を知り、食べ残しを減らしましょう。
 - ・好き嫌いを減らしましょう。
 - ・食品ロスの問題について学びましょう。
 - ・「もったいない」という感覚を身に付けましょう。
- ウ. 青年期及び壮年期
 - ・会食、宴会等での食べ残しを無くすために、30・10運動に取り組みましょう。
 - ・食べ切れる量を購入しましょう。
 - ・食材の在庫管理を定期的に行いましょう。
 - ・食品ロスの問題について学びましょう。
- エ. 高齢期
 - ・食べ切れる量を購入しましょう。
 - ・食材の在庫管理を定期的に行いましょう。

※⑩30・10運動：会食、宴会席での食べ残しを減らす運動。

乾杯後の30分間、お開き前の10分間は自分の席について料理を楽しむことを勧める。

2. 鹿児島市の主な事業等一覧

●：主な目標 ○：関連目標

担当課	事業等名	基本目標1			基本目標2			基本目標3		
		方針1	方針2	方針3	方針1	方針2	方針3	方針1	方針2	方針3
消費生活センター	消費生活教室 (消費者啓発事業)	●								
環境政策課	環境未来館講座							○	○	●
資源政策課	3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進事業									●
	ホームフードリサイクル グリーン事業									●
	親子で取り組む「もやせるごみ」減量実践モニター事業									●
長寿支援課	愛のふれあい会食事業		○			●	○			
	心をつなぐ訪問給食事業		○			●				
こども政策課	親子料理教室 (すこやか子育て交流館)		○		○	●				
保育 幼稚園課	「食育だより」の発行	●	○	○	○	○	○			
	公立保育園の保育計画及び食育計画	○				●			○	
	児童福祉施設等給食関係者研修会	●	○			○				
	公立保育園の野菜作り収穫体験					○		●		
母子保健課 保健センター 保健福祉課	育児支援事業		○		○	●	○			
	乳幼児健康診査事業		○		○	●	○			
	母と子の健康教室事業		○		○	●				
地域福祉課 小野市民館	市民館料理講座		●			○	○			
	市民館男性料理教室		○			●	○			
	市民館健康料理教室		●			○	○			
	小野市民館 「高齢者会食交流会」		○			●	○			
地域福祉課 小松原市民館	市民館料理講座		●			○	○			
	市民館 「夏休み親子クッキング」		○			●	○			
	市民館 「夏休み親子パン作り教室」		○			●	○			
	小松原市民館 「高齢者会食交流会」		○			●	○			
保健政策課	食育推進事業	●	○	○	○	○	○	○	○	○
	食育フェスタ開催事業	●	○			○	○	○		
	健康増進計画推進事業	●	○				○			
生活衛生課	食品・環境衛生監視指導事業			●						

担当課	事業等名	基本目標1			基本目標2			基本目標3		
		方針1	方針2	方針3	方針1	方針2	方針3	方針1	方針2	方針3
保健予防課	乳幼児歯の健康づくり事業		●	○						
	栄養改善対策事業		●		○		○			
	通所型 短期集中予防サービス事業		○				●			
保健予防課 保健センター	食生活改善推進事業	●	●			○	○			
	地域食育推進事業		●		○	○	○		●	
	一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業		○				●			
保健予防課 保健センター 保健福祉課	生活習慣改善支援事業		○			○	●			
	個別保健指導事業		○		○		●			
	歯科保健事業		●				○			
	シニア世代の ヘルスプロモーション事業		○			○	●			
保健環境 試験所	食品試験検査			●						
生産流通課	農林水産物PR事業							●		
生産流通課 農政総務課	鹿児島市農林水産まつり							●		
	地域農業まつりの開催							●		
	市民参加型農業支援事業							●		
青果市場	青果物残留農薬検査			●						
青果市場 魚類市場	青果市場活性化推進事業					○		●		
	魚類市場活性化推進事業					○		●		
青果市場 魚類市場	消費拡大を目指した 情報発信	○						●		
学校教育課	個性あふれる 学校づくり推進事業					○		●		
保健体育課	小学校・中学校における 食に関する指導				○	●				
保健体育課	地区学校保健研究協議会				○	●				
	保護者への啓発				○	●				
	食に関する指導研究協力校					●				
	学校給食標準献立作成委員会		○			●		○	○	
	地域が育む 「鹿児島の教育」県民週間					●		○	○	
	鹿児島をまるごと味わう 学校給食週間					○		●		
	市立幼稚園				○	●				

担当課	事業等名	基本目標1			基本目標2			基本目標3		
		方針1	方針2	方針3	方針1	方針2	方針3	方針1	方針2	方針3
学校教育課 保健体育課	食生活についての理解の 推進	○	○		○	●	○			
	成長期における正しい 食生活の啓発	○	○		○	●	○			
青少年課	青年会館講座		●			○				
	勤労青少年ホーム料理講座		○			●			○	
生涯学習課	生涯学習プラザ講座		○			●				
	勤労女性センター講座		○			●				
	勤労女性センター短期講座		○			●				
各地域 公民館	公民館講座		○			●				
グリーン ツーリズム 推進課	観光農業公園交流体験事業							●		
	グリーン・ツーリズム 推進事業							●		